

議会運営委員会報告書

平成29年8月31日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 尾川直行

平成29年8月31日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 9月第4回定例会の運営について ② 請願・陳情の受理状況について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会報告会の検証について ② 政務活動費について ③ 議会基本条例について ④ 議会費の決算について ⑤ 行事予定について	継続調査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議会の運営に関する事項についての調査研究	2
議長の諮問に関する事項についての調査研究	9
閉会	21

議会運営委員会記録

招集日時	平成29年8月31日（木）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会	～	午前10時57分 閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	立川 茂
	委員	田口健作		掛谷 繁
		守井秀龍		川崎輝通
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠	副議長	橋本逸夫
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○尾川委員長 ただいまの御出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

***** 議会の運営に関する事項についての調査研究 *****

それでは、次第に従って、議会の運営に関する事項についての調査研究ということで、9月第4回定例会の運営について事務局からお願いいたします。

○石村議事係長 それでは、9月第4回定例会の運営について御説明申し上げます。

本定例会につきましては、昨日市長より招集告示がなされまして、既にお手元に議案が送付されております。レジュメに従いまして、会期、議事日程について御説明申し上げます。

まず、別紙総括日程表の案をごらんいただきたいと思います。

6月定例会以降に予定といたしまして日程を御協議いただいておりますとおり、会期につきましては9月6日から9月28日までの23日間とさせていただきます。

9月6日の初日でございますが、第1日目の日程表をごらんいただきたいと思います。

議長、市長、教育長から諸般の報告をいただき、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、市長提出議案を一括上程の後、市長から提案説明を、代表監査委員から監査報告を行っていただく予定としております。日程5で人事案件でございます諮問第2号の質疑、採決となっております。

総括日程表に戻っていただきまして、一般質問ですが、9月13日、14日、15日の3日間とし、通告された全ての質問を終えた後に、議案の質疑、委員会付託を行うこととしております。また、通常どおり質問議員数をあらかじめ御決定いただき、新聞等で予告をしたいと考えております。質問者数については、10人から14人を想定して日程表内に案としてお示ししておりますので、あわせて御決定をいただきたいと思います。

病院事業管理者への質問でございますが、患者様の診察をされていらっしゃるしますので、通告がございましたら質問日を指定して出席をお願いしたいと思います。指定は定例会第10日目、一般質問の3日目をお願いしたいと思います。つきましては、通告時に引かれるくじにかかわらず、病院事業管理者への通告がある方は3日目に繰り下げて質問をお願いいたします。一般質問者数を御決定いただくことになりましたとしても、病院事業管理者等への通行者数によっては再度議会運営委員会で御協議いただく場合がございますので御了承願います。

休会日の19日から26日の間にかけて各常任委員会を開催いただきます。翌日に予備日をいただきまして、28日を定例会最終日といたしております。最終日には先般行っていただきました議会運営委員会の行政視察の報告を予定いたしております。

次に、レジュメに戻っていただきまして、付議事件でございますが、市長提出議案が34件、監査報告が3件となっております。

審議方法でございますが、諮問第2号、報告第10号及び11号を除き、所管の常任委員会へ

の付託審査といたしております。付託案件は、別添の委員会付託案件表（案）のとおりでございます。

一般会計補正予算の議案第67号は分科会を設置せず、一般会計決算の議案第82号は総務産業委員会、厚生文教委員会を単位とする分科会を設置して、予算決算審査委員会において審査することといたしております。

分科会の設置及び審査範囲につきましては、予算決算審査委員会が開催される26日に御協議をいただきたいと思います。

また、現在市議会には市役所庁舎建設に関する調査特別委員会と旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会の2つの特別委員会が設置されておりますが、それらに関連する予算につきましては、従前の所管であります総務産業分科会の審査範囲としてはと考えております。

諮問第2号は、先ほど初日の日程でも御説明いたしましたとおり、日程5で質疑の後に即決、報告第10号及び報告第11号は質疑日に質疑終了をもって議了、決算審査に関する2件の監査報告及び報告第13号に係る監査報告につきましては、代表監査委員から順次一括で御報告をいただきます。

次に、一般質問の通告期限につきましては、定例会第2日目、9月7日木曜日の午前10時、質疑の通告期限につきましては、定例会第6日目、9月11日月曜日の午前10時といたしております。

会議録署名議員は、10番山本恒道議員、11番掛谷議員、12番川崎議員にお願いしたいと考えております。

最後に、その他で決算認定議案の審査についてでございますが、昨年同様一般会計決算につきましては継続審査としていただき、閉会中に御審査をいただきたいと思いますと考えております。

また、各特別会計、事業会計につきましても、昨年同様各常任委員会に取り扱いをお任せしてはと考えております。

9月第4回定例会の運営につきましては以上でございます。

○尾川委員長 これまでの説明について、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特別会計については、もう従来どおりでよろしいですか、各常任委員会でお任せをするということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかには何か。

○川崎委員 聞きにくいんですけど、3月議会でも6月議会でも当初予算で修正が出たんですけど、修正されて、当初予算は3月の修正額でいきなさいということで認められて9月で半年という中で、議運の委員長も検討してくれよんだけど、執行部が予算を執行しないことについて議長としてどう考えられているのでしょうか。

○**鵜川議長** 私はそのところは聞いておりません。

○**川崎委員** いや、聞いていないじゃなくて、議会の代表として日ごろから現市長が市議の時代には執行部と議会は車の両輪だと、両輪がうまく回らないと前進できないと言いながら、議会がそれで執行してくださいと予算を認めたものを半年近くも執行しないことについて議長は責任を感じませんか。

○**鵜川議長** その件は全協でも御説明があったと思うんですけど、一番の問題は財源の問題というようなことがあったと説明を受けております。ですから、議長の立場としては議会運営委員会等でしっかり議員のまとめをしていただいて、それに対して市長なら市長に議長としての立場で申し入れは十分していきたいというふうに思っております。

○**川崎委員** 財源の問題じゃないですよ。ことしの予算を執行するかしないかで、来年度以降の財源がどうかを論議しとる場所じゃないです。この議運であれば9月定例会をどのように運営するかということであるし、議運として1年間で見ると1年間の予算が正常に執行されているかどうかをチェックするのが議会であり、またそれをまとめるというんか方針を出すのが議会運営委員会ではないかなあというふうに思っとんで。

○**鵜川議長** 財源と言うたのは、これは単年度で片づく問題ではないという執行部の見解から、恒久的財源をどういうふうに確保していくかというようなことで、軽々に最初からスタートしていけば、後々市民に対する負担が大きくなるとか、あるいは他のサービスができなくなるというようなことが大いに考えられる、そういう状況を私自身も思っています。そういう背景の中で今のところそう決断をされとんじゃないかというふうに推測されるわけですが、川崎委員がおっしゃられるように、もしそういうことを思われていけば、当然この委員会の中でしっかり議論をしていって、それについて議長として市長へ申し入れすることは十分できると思います。

○**川崎委員** やっぱり執行しないことが問題で、執行して1年たって残高が財政調整基金とか財政に展望がないんだったら、来年度以降削減するとかそういうのが本来の執行部のあり方ではないかなあ。私は25年議員をやってきて、議会が当初認めた予算を半年間執行しないなんて、それも執行しない理由が将来の財源が少ないから、修正修正を出しよるから何かそういうことが許されるんだという捉え方は間違いだと思ふ。修正を出すにしても、執行しながら6月議会でもうめどがないんで減らさせてくれとか、この9月議会でも減らさせてくれというのはわかるんじゃないけど、執行もせずに予算が減つとるじゃ減ってないじゃという議論は成り立たないと思うんですよね。そういう責任という意味で議会の代表である議長がしっかりと市長に対してそれなりのアドバイスとか、指導とか、どういう言葉がええんかわかりませんが、議会の代表としての責任ある行動をとっていただきたいと私は思いますよ。弁護士と相談して法律的にも検討していきたいと思っています。

○**鵜川議長** そういう御意見は川崎委員の御意見としてわかるんですけども、議員の大半の皆さんがそういった方向でという意見であれば、議長としてもそりゃ当然そういった議員の皆さん

の意見を踏まえて申し入れをすることができるんですけども、そこら周りも踏まえて、またしっかり議論をしてください。お願いします。

○尾川委員長 はい。議長にお願いというか、やはりいろんな意見があるわけですから、それを取りまとめて執行部に伝えてもらう役割だと思うんですよ。ですから、多数決が全てじゃないですけど、今の川崎委員のような意見もまたほかの議員の方も持っておられると思うんで、議長は議会としての全体的意見をぜひ執行部のほうへ、トップ会談があるんですから、そのときにしっかり伝えてもらいたいと思うんです。これはこのくらいにして、先に進みたいと思います。

それでは次。

○石村議事係長 請願・陳情の受理状況についてを御説明申し上げます。

(1) ですが、新規に受理した請願はございませんでした。

(2) で陳情一覧につきましては、6月定例会以降で昨日までに受理した陳情を一覧にしております。既に全議員に配付を終えておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、陳情第48号及び陳情第52号についての対応を本日御協議いただきたいと思っております。8月の総務産業委員会において、これらに関するまち整備課からの御報告がございまして、まず陳情第48号についてでございますが、整備から50年を経過している明石公共埠頭において、近年中国からの入港船舶の大型化により利用に支障を来している状況があるということで、岡山県に対して片上大橋より外側に埠頭を移転してほしい旨の要望を市や関係団体でこれまで行ってきました。そして、今後も要望を続けたいということから、備前市、岡山県、国への要望に市議会の協力要請を陳情事項とされているものでございます。今後の動きとしましては、10月19日に市長が県知事に要望書を持参されると伺っておりまして、備前市としても関係団体とともに市長、議長名の連名で要望書を提出し、議長に御同行をいただきたいということでございます。内容につきましては、総務産業委員会の所管ではございますが、本件は陳情であり、委員会で審査をいたしましても議会の意思となるものではございませんので、事務局の考えとしましては議長の諮問事項として本日の議会運営委員会で御協議、御決定をいただければと考えております。今後市が行う要望活動、陳情活動に議会も連名で協力を要請したいということの御決定をいただければと考えております。

続いて、陳情第52号でございますが、これは岡山県の意向を受けて、備前市長から地方自治法第99条による意見書の提出を求めるものでございまして、本件につきましては所管である総務産業委員会において意見書の提出がいただければ、定例会最終日に委員会発議として議会の意思が御決定をいただけますので、総務産業委員会に参考送付をして、委員会で御審査をいただければと考えております。

請願・陳情については以上でございます。

○尾川委員長 請願・陳情について、特に陳情第48号と陳情第52号について御意見ございましたら。要するに陳情第48号については、その対応を議運で決めてくださいということと、陳

情第52号については、総務産業委員会で意見書案を取りまとめしていきたいという事務局のお話なんですけれども、いかがいたしましょうか。御意見があれば、この2件について。

○掛谷委員 陳情第48号と陳情第52号の違いがあると思うんです。というのは、陳情第48号については岡山県と我々備前市がかかわり合っていく個別の事案、陳情第52号はもうこれ全国的な問題なんだと思うんですよね。だから、陳情第48号は市長と議長が岡山県へお行きになって、これも陳情ですから本来ならば特段に議決事項でもないと思うんですけど、一つは議決事項でもないということの確認ということと、陳情第48号は議決じゃなくてもいいよというのをどこでどういうふうに決めていくんかということ、それが決まったら市長と議長がお行きになれる、それから商工会議所なんかと一緒にいけるんかなど。先読みして申しわけないが、そこが違うんで、どうなっていくんかということ、それを事務局に教えていただきたい。陳情第52号は、これをどういうふうに採択して国に上げるかというだけの話なんだと思うんですよね。その辺をわかれば教えていただきたいと思います。

○尾川委員長 事務局に聞くより、こっちが判断していきゃあええんでしょけど、一応事務局の考えを説明してください。

○石村議事係長 いずれもこれは陳情でございますので、本会議の議題となるものではございません。陳情第48号については、今後公共埠頭の移転についてを岡山県、国に要望する際に市議会の御協力をいただきたいということです、私が聞いておりますのは、たちまち10月19日に岡山県へ市長が要望に行かれる際に議長に御同行をいただいて、そのときの要望書にも備前市長とそれから備前市議会議長の連名で要望書を出したいというふうに聞いております。

それから、陳情第52号につきましては、意見書を提出してくださいという要望書ですので、これは議員さんから独自に意見書案を発議することもできますが、総務産業委員会の所管でございますので、総務産業委員会で意見書案を御協議の上、委員会から発議、本会議で議決してはどうかと考えております。

○掛谷委員 陳情第52号、このケースは余りないんですけどわかりました。

陳情第48号も、これは議決をせずに市議会としても了承してくれと、一緒に行ってくれというふうになれば、議長が単独でオーケーじゃあ、議運でオーケーじゃあ、全員でオーケーじゃあ。どういうところでオーケーして行くのかなあと思うんですけどね。陳情第52号は、委員会で意見書を出すんですけど、陳情第48号はどうなるんですか。ちょっとよくわからない。

○尾川委員長 あと委員の考え方、委員の意見もあると思うんです。ですから、一応どう扱いをするか。

〔「ああ、こっちで」と掛谷委員発言する〕

ええ。ここでひねってもう決めていくというか、そういう意見が出たということは尊重せにゃいけないと思うんですけど。いかがですか。

○川崎委員 陳情第48号については、日生町時代に相当論議になったわけです。そういう埠頭

をつくるのと焼却場をつくるということですね。時代の流れとして結構れんがの材料を運ぶのが片上港に入っているようですから、こういった地元企業からの要望というのは尊重して、要望であっても委員会としてちゃんと決議を上げて、しっかり県に働きかけるということが私は必要だろうと思います。だから、単に市長が請願に行って、議長がついていくというだけでは、議長の個人プレーと捉えられてもいかなので、ちゃんとしたこういう大きな港をつくるのが必要だということでは決議すべきだと思います。

それから、市長が議長に陳情するというのは、私はちょっと理解できないんですよ。議長が率先してやるべきことを何で市長がやるのかな。市長がやるのであれば、全国市長会に働きかけて、全国市長会から国会へこういう制度を継続してほしいということでやるべきことじゃないのかなあ。私にはそこがちょっと理解できない。

○尾川委員長 ほかの方は御意見いかがですか。

○川崎委員 いやいや、執行部がどう考えとるか。車の両輪で議会と市長というのはもう私は同等の権限があるように思っと思って、執行権は市長にありますけど、議決権は議会にあると思っっているから、市長が議長に出すという、市民なり各種団体が議長に出すというのはわかるんやけど、市長という行政の長が議長に出すというのはちょっと理解できないので、どういうふうに理解したらいいか。市長としてやるべき方向性は別じゃないかなあと言いたいですけど。

○石村議事係長 申しわけありません。陳情第52号を見ていただいたら、岡山県より意見書の提出依頼がありましたので、県から市長に対して市議会でも意見書を上げてもらってくださいというのを市長がお受けされたので、市長が中継して議長宛てにお出しされたということでございます。

○川崎委員 それにしても、市長が議長に伝えて、議長が議運にかけるなりするのが本来の筋じゃないのかなあ。議員を25年やっとするけど、町長、市長が議長にこういう陳情を出すなんかというのは見たことない。形式的に許されるんかどうかわからんけど、本来議長が議運にかけて議案として出してほしいとかというのは、私は本来の執行部と議会のあり方として、それが正常ではないかなあと思っっているんですけど、いかがでしょうか、執行部の考えなり、議会事務局、こういう例があったんですか、過去に。

○石村議事係長 旧備前市ではございますけれど、国道2号の関係で議会から意見書を提出してくださいといった陳情書が市長から議長に出て、議会で意見書を提出したということはございました。これはあくまでも県から市議会でも意見書を取り上げてほしいという依頼が市長に対してされたものを受けて、市長が議長に文書を出されたものを議会が陳情扱いとさせていただいたものでございます。

○尾川委員長 これ一応委員会は協議するというものですから、そのあたりを含めて意見を出してもらったらどうですか。

○守井委員 これはあくまでも陳情なんで、現在備前市議会では陳情はその文書をいただくだけ

ということになっていると思うんです。陳情によってある行動を起こすということには性質上ならないと思うんですよ。だから、もし何らかの動きをするなら、本来は何らかの別の依頼があって、初めて行動ができるのではないかと。陳情だけで行動ができるのかというあたりはちょっと疑問に思うんです。だから、何らかの行動依頼があるべきだというふうに思いますし、陳情は陳情として扱って、そういう要望があるんなら、また別の文書を発信してもらって、それに対応するのが本来の姿じゃないのかなというふうに思うんですけど。いかがでしょう。

○石村議事係長 請願と陳情の違いについておっしゃっておられるんだと思うんですけど、備前市議会の申し合わせで陳情の取り扱いについては、議員全員にその原文の写しを配付し、議会運営委員会において必要と認めるものは、所管の委員会に参考送付するという申し合わせがございます。その参考送付を受けた委員会は、所管事務調査の範囲内において当該陳情を審査できるということですので、今回の事務局の御提案は、あくまでも参考送付ですので、この陳情について一度審査をしてくださいねということを議会運営委員会が所管の委員会に申し送れば、付託されたわけではありませんけれど、所管の委員会の議題となって、委員会において審査の必要はなしとなればそれまでですし、意見書を出してほしいという要望事項を取り上げてやろうじゃないかなれば、委員会で意見書案を取りまとめて、本会議に発議していただくという流れでございます。

○守井委員 ということは、陳情によっては、各委員会へ付託できるという話で、今までの話では陳情はあくまでも陳情で終わると聞いていたんですけどね。議運によって、この問題については委員会へ付託してくださいということをやればできるということですか。

○石村議事係長 今回の陳情は、特に先般の委員会の中でも議会で議論をしていただきたい、御協力いただきたいという報告もありました陳情でございますし、定例会を審査する議会運営委員会のたびに、陳情一覧ということで前の定例会の運営を御審査いただく議運の日から昨日までの陳情を一覧にしております。この中で議会運営委員会において、特にこれは所管の委員会で審査する必要があるんじゃないかというものは参考送付をしていただいて、たまたま今回は報告もあった関係で事務局からの御提案になっておりますが、審査する必要があるものは所管の委員会に送付していただくことはできると思います。それはあくまでも委員会に付託される、本会議の議題となるものではありませんので、委員長報告があるわけではありません。委員長報告は、あくまでも付託を受けたものを本会議にお返しするのが委員長報告でございますので、参考送付を受けた委員会は、それをレジュメに議題として上げて、審査をして、それが例えば意見書を発議してほしいという陳情であれば、意見書案までつくって、委員会から本会議に提案するという形になります。

○守井委員 今の話の中で、陳情を委員会へ付託するという話の中で、陳情を陳情として認めるために付託をするのか、付託することによって何か行動を起こすために委員会へ付託するのか、それはどうなんですか。

○石村議事係長 参考送付された陳情は、請願ではございませんので、委員会に付託はされません。所管事務の範囲内で審査をされるだけでございます。同じ陳情でありまして紹介議員がつけば、その時点でその陳情は請願になって、本会議で議題となり、委員会に付託されることとなりますが、陳情はあくまでも本会議の議題になるものではございません。

○守井委員 最後になりますけど、その陳情を審査することによって何か行動を起こすということは、可能なんですか。基本的には陳情はあくまでも陳情でしょうから、陳情の内容によってというのは、先ほど言いましたように、議長が同行するとかいろんなことがひょっと起きるかもしれないんですけど、あくまで陳情は陳情であって、その後の行動というのはやっぱり別問題になるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○石村議事係長 陳情はあくまでも本会議の議題にはなりませんので、この際片上埠頭については要望書に議長名を連名でお願いしたいということですので、議長が御判断をされればいいのかもわかりませんが、議長の諮問機関である議会運営委員会にそういうことをやってよろしいかということは今御諮問されているということです。この陳情の対応を所管の常任委員会への参考送付することと議会運営委員会で御協議いただくことの2種類で御協議をいただいております。

○守井委員 はい、わかりました。

○尾川委員長 今回の説明で大体おわかりかと思えますけど、所管の委員会へ送付して調査ということで、議長が同行するんかどうかわかりませんが、議長も連名でいくということになれば、何らか議会として、本会議は別として、委員会ぐらいには送付して調査すると。旧日生町では議論されとんかもわからんですけど、やっぱり議員もなかなか詳細についてわかってないというところもあったりするんで一度この機会に、10月19日やったかな、まだ日にちもあるようですから、調査するように総務産業委員会へ参考送付するということがいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、じゃあ、今回のこの陳情第48号についてはそういう扱いをさせていただきたいと思えます。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

じゃあ、今度は議長の諮問に関する事項についての調査研究について、事務局から説明してください。議会報告会と政務活動費について。

○石村議事係長 議会報告会の検証なんですけど、済みません、陳情第48号は参考送付なんですけど、陳情第52号も参考送付ということで……。

○尾川委員長 ああ、陳情第52号も、当然そうです。

○石村議事係長 いずれも参考送付ということでよろしく申し上げます。

それから、議会報告会の検証につきましては、23日からの4日間、大変お疲れさまでございました。今のところ参加者の集計しかできておりませんが、今回の一般市民の方と市職員合わせ

た参加者につきましては83人ということでございました。現在のところ報告書については、それぞれの班からまだ提出されておられませんので、事務局からの御報告は以上でございます。

○尾川委員長 地区ごとの参加人数をお願いします。

○石村議事係長 これは、一般市民の方と市の職員の計でございますが、23日の吉永地域公民館が13人、24日のリフレセンターが31人、25日の日生防災センターが16人、それから26日の市民センターが23人でございます。

○尾川委員長 議会報告会の検証について、何か委員の方から御意見はございませんか。

○掛谷委員 職員は恐らくこの83人のうちの20人ぐらい、ざっと60人ぐらいが市民かなと推測をしております。この第5回である意味での定着感、余り伸びていくというか、盛り上がった議会報告会ではないという感じを受けます。同じ人が多いけど、意見交換は活発にされているので、その点はいいいんですが、そろそろこのやり方を来年度から少し議論をして変えていってもいいのではなかろうかと。というのが、このままいっても余り議会報告会が成功というか、いいほうには余り行ってない、低飛行で続くんじゃないかなろうか、先はわかりませんがね。そういう意味で議会報告会そのもののあり方を議論して、どういうふうなことが今後必要なのか。いろいろな事例も県議長会の議員研修会でも学びましたし、各種団体との懇談、例えば障害者団体とか商工会議所といったところ、そういったターゲットをある程度絞り込んだりして、こっち側に16人おれば、向こうも同じぐらいの人数、人数ももうわかるわけだし、そういったことも考えつつ、方向を少しずつもう来年は議論して、変えていってもいいんじゃないかなあと。それで、じゃあ地域住民というのが一切ないのかと。それはその地域の議題が結構多いんですよ。やっぱり地域の話が出てきたりするんで。何だったら、もう地域でそういうものを3人、5人でおやりになる議会報告会を1日どっかでやってしまうとか、そういうふうなこと等も考えられるんじゃないかなあと。だから、方向転換というか、方向を今後どうやったらいいのか議論をすべきもうときに入っているんじゃないのかなと感じましたので申し上げました。

○守井委員 掛谷委員から報告会についての反省なりのお話が出てきたんですけど、やっぱり議会報告会で行った反省会なり、次のステップに向けてのまとめは必ずしなければいけないと、きょうすぐにできるような話ではないんで、アンケート等も聞いておるわけですから、そういうのを一度集めて、また議員でも調査研究すべきだと思います。今一番必要なのは、各会場でいろんな質問があったり、いろんなお話があったと思いますけれども、それに対してできるだけ、保留しておる問題については早急に御返事しなければいけないということを整理しておいてもらって、早目に回答する、あるいは次の広報で知らせるとか、あるいは議会だよりで早目に知らせる、これが一番重要だと思いますので、そのあたりを取りまとめたり、早く報告をいただいて、それを取りまとめていかないといけないんじゃないのかなあとというふうに思っています。私からはそういうお願いです。

○川崎委員 余り参加人数も減ってもふえていないような、少し前にも市議会の研修に行ったと

きに後援者がだんだん減っていったる議会報告会のことを伺いましたが、うちも例外ではないかなあと思ひまして、少し考えたのは掛谷委員の考え方と同じような考え方なんですけど、私はテーマ別で年代別とか階層別の報告会、絞り込みをするのもいいんじゃないかな。というのは、今回であれば、子育て世代が給食費の無料化なんかはどう考えているのかと、もう率直に各地域の意見を聞きたかったなあという率直な感想を持っています。それと同時に、今最大の争点は、争点とか予算規模でいえば、本庁舎の建てかえに対して、この地元の人はそれなりにどんどんやってほしいということもあるでしょうけど、周辺の日生地区なり吉永地区の市民が本庁舎建てかえについてどういうふうな考え方を持っているとか。そういう意味では総務産業、厚生文教委員会という班の構成ではなく、今回は特別委員会を2つに分けて、それぞれ分担してやるというふうなテーマ別または階層別、そういった絞り込みによる市民への呼び込みも限定した、こういう市民の皆さん来てくださいというふうなやり方も検討が必要ではないかなあというのを率直に感じております。もう市民の声としては教育の無料化なんかが必要じゃないのかということと同時に本庁舎の建てかえにお金を使うべきなのか、使うべきでないのか。執行部が財政危機だ何だかんだ言っとるんだから、本当に財政危機、財政論も日生でも出ましたけれども、市民が本当に備前市の財政について興味を持ち、どうあるべきかというふうなことを市民自身に考えていただくというのは、市政発展の上では非常に必要なことなので、毎年同じようなテーマでやるというだけでは市民から見ると余り興味のないテーマかなあというふうにも思いますので、今後検討すべきところはあると思います。

○田口委員 私は病気で出席させていただいていないんですけど、きょう出た意見を私はとりあえずことしじゅうぐらいに取りまとめをして、来年選挙もありますんで、取りまとめをして次に申し送ってないと、じゃあ来年改選後にまたそういうことを検討してくださいでは私は間に合わないと思うんですよ、8月までに。だから、申し送りをすること自体を具体的に取りまとめたはいただきたいなあということは思いますんで、お願いしときます。

○立川副委員長 本当に私も何回か参加させていただいたんですけど、おっしゃるとおり何か曲がり角には来ているのかなあという気はします。一番気になるのは、議会報告会をやりますから皆さん来てくださいという立場ですね。それよりむしろ、さっきおっしゃったように、テーマを絞って、こちらから出前で行くというふうな姿勢があってもいいんじゃないかなあ強く思いました。おっしゃるとおり、PTAで集まっているところに、給食費のお話をさせてください、そこで報告会をやりましょうといった機会を捉えての出前という方法を考えていただけたらいいんじゃないかなあと思います。

○尾川委員長 わかりました。それでは、一応田口委員も意見を出されたんですけど、とりあえず今回の議会報告会の報告書を各班に書記がおるんで、それを早急にまとめると同時に、事務局も大変なんですけど、いろいろ今貴重な意見が出たんですけど、議員にもアンケートというふうな形で意見を求めて、その後それをもとに議運で検討するんか、一応担当は議運ということにな

つとるんで議運で検討するということになると思うんですけど、とりあえず忘れんうちに各議員に呼びかけてもらって、あるべき姿というんですか、これからどうするべきかということと、それからどういうやり方で取りまとめていくかというのを、議運で取りまとめるんか、各会派でまとめるんか、とりあえずは今回の報告書の早急な作成をお願いしてもらおうということと、議員全員にアンケートという形で調査してもらったらと思うんですが。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、事務局大変ですけど、そのあたりでお願いいたします。いいですか、局長。

○草加議会事務局長 はい、承知しました。

○尾川委員長 それでは、政務活動費についてお願いいたします。

○入江議会事務局次長 政務活動費の見直しについての素案という資料をお出ししております。検討資料の段階でございます。若干御説明をさせていただきますが、全国で見直しがされているのは御承知のとおりです。備前市議会においても、現行制度や運用のあり方を検証しながら見直し作業を始めたいというふうに思っております。つきましては、検討課題の大綱的な部分、方向性に当たるようなところについて議会運営委員会あるいは会派を中心に御指示をいただき、その指示の中で使途基準の見直しが必要なところは見直しをしていったりで最終的にはマニュアルをつくっていったらなあ事務局では考えております。

検討課題は1の①から④まででございます。マニュアルづくりという部分については今もう既に進行はさせていただいているんですが、きょうここへお示しできるものはございません。議会でぜひお願いができたらなあと思うのは施行時期の問題です。いつからそれをやりますかというところでございます。具体的に若干御説明をさせていただきます。

2の検討項目ですが、領収書と支払い証明書、領収書がないものは認めないというのが基本になっていると思いますが、その明文化がほぼできておりませんので、こういうものをやっていきたい。支払い証明書で認められる経費の範囲、これは領収書がとれない、なくしたというんではなくてとれないという意味での、そういう経費の範囲の限定をするのはどうかというようなところで考えておりますが、そういう見方でございます。

(2)は、対象経費や除外経費の見直しでございます。使途項目、備前市議会では調査とか事務費とか事務所費とか図書費みたいなものに当たるもの、そういう費目ごとの限度額を年額30万円の中で設けてはどうかあという形を考えております。案分の手法についても、標準案分率はもう既に御承知のところだと思いますが、100%なのか90%なのか半分なのか3分の1なのか4分の1なのかというもう標準的なもの、65%とか73%とかというような案分率は裁判ではほぼ負けていますので、この辺はどうかあというところを見直していくつもの素案として事務局は持っております。

事務費の適正化なんですけど、対象の適正化とか範囲の見直しで、一番問題なのは事務備品費なんですけども、これを1万円以下というところで今くくっていますけど、もうちょっと実態に合わ

せるような適正化をしてはどうかあとと思っております。事務局が今考えておりますのは、この政務活動費で使途ができるのは資産形成にならない範囲というふうに考えております。

広聴広報についても、今は双方向、チラシ云々というのをつくっても、意見を聴取しないとだめですよとなっていますが、この辺が他市と比べて非常に厳しいところだと思いますが、こういうところを見直したらどうかあとというふうに思っております。

また、議員さんそれから会派でさまざま御意見があると思いますが、議員個人あるいは会派としての要望活動、陳情の経費で、そういうものは今のところ備前市議会では対象になっていませんが、法の認めるところによると、これは対象にもなり得るところでございます。これをどうしていくか。

最後に、まだまだあるかもしれませんが備人費とか委託費、例えば政務活動費で要するチラシの作成をパソコンで打つなどして業務を頼んだ人、備人費ですね。あるいは、それは今でもありますが、印刷会社に頼むそういう委託費、あるいはおとしですか、ありましたが、弁護士にお聞きになった相談料、こういうのは委託費に当たるんだと思いますが、対象化を明文化して、可否とともに判断していくような見直しをかけたらなあというふうに思っております。

続いて、(3)では、せっかく見直しをしますので公表の審査のあり方と効果検証を考えてはどうかあとと思っております。先ほど少し話題になりましたが、ネット公開の可否、これは全てどうするかというようなところ です。

それから、備前市議会では議員さんがお使いになった政務活動費の審査を議会運営委員会で審査しております。事務局がチェックをして、その後議会運営委員会が審査すると。こういうもののさらなる何かの形、岡山市では第三者審査機関へも出してしまうんで、そこで見てもらう、そんな感じを考えておるようですが、そういうようなものをどうしていくか。それらをまとめた詳細マニュアルの策定については、ぜひやりたいなあとは思っておるんですが、こういうものを策定していいかどうか。

それから、効果検証の内容なんですが、これによってどう議員として効果があったかというようなところを検証する制度、自己評価の部分を議会政務活動費の中へ取り込んでどうかあとというふうに思っております。

(4)では、先ほど言いました適用時期ですが、年度なのか次期一般選挙後なのかであります。例規改正が必要な場合も想定すると、少なくとも来年度からやろうとすると3月までには絶対、12月でもいいかなあとというふうに思っております。政務活動費については新聞紙上で相当報道もされておりますので、周知をさせていただくような期間、それから当然報道発表の期間をどうするかという、その時期の問題がございます。

5番目は、作成のときに報告書がややこしいと思われまので、もっと単純にいいように、これ入れていったらこうなるとかというようなものも含めて、報告書の様式をわかりやすいものに改定させていただきたいなあ、あるいはその後見やすいものになったらなあというふうに考え

たものが今のところの事務局の素案、たたき台とも言えません、もう骨子みたいなものなんです、見直しの中へ取り入れていけばいいか悪いかというものを、議運を初めとしてできれば9月末までにお示しをいただきまして、その後新基準づくりをさせていただいて、冊子みたいなものにできたものを改めて議長を通して、それから議会運営委員会で御判断をいただく機会に、その場合はもういわば案文になっておりますが、そのような形で進めて、年内に何とかならないかなあというふうに思っております。

○尾川委員長 政務活動費の見直しについての素案ということで、事務局から取り扱いについて話があったんですけど、どういうふうに進めていきますかね。

○田口委員 これもさっきのと同じで、とりあえずそれぞれの会派で意見聞いて、議運で取りまとめをして、たたき台をつくって、先ほど次長の説明にあったように、条例改正、例規集の改正が必要な場合は、3月までに間に合わすということで、次期選挙後にしていただけたらというふうに思いますが。

それと、先ほど案分率があったんですけど、昔だったら、例えば携帯電話は、電話すりゃするほど料金上がったんだけど、例えば私の携帯は、ショートメールは別にしてもしてもしなくても定額ですね。365日しゃべっても月額2,500円なんですよ、何千時間しゃべっても。例えば政務に必要なだからこの携帯を持つとんですというたら、それを何に使おうが政務には必要なんだからそっちで取るとかということになるじゃないですか。

それと同時に、例えば今神戸市議会で問題になつとる人たちの1カ月分って我々の1年分なんですよ。きのうも言われましたよ、市民の方に。あんたらももらいよんじゃろう。それで、そのことを話ししたら、おまえらそんだけしかもろうてないんかと。報酬が大体3分の1よりちょっと多いぐらいの話じゃないですか、そういう話も含めて、市民の方はそういう金額の現実を知らな過ぎる。

それで、広報にも年に1遍載せてはくれとんだけど、ほとんど関心を持って見てくれてないということで、やっぱりそういうことを含めていろいろな観点から、例えば岡山市がしよるから備前市も第三者まで入れてせにゃあかんのんだというところまでが必要なのかどうかということも含めて、来年の議員の改選後に間に合うように、これでどうでしょうかと出して出せるように私はしといてあげたほうがええんじゃないんかとは思いますが。

○川崎委員 その方向性でええんですけど、私は一つ来年の選挙というのはそういう意味では若手が何人か入ってくると思いますけど、まだまだ議会とは何かわからずに入る方のほうが多いんじゃないかなあと。官僚出身ならそれはそれなりにわかっているんでしょうけど、若手が民間から来るとなるとなかなかわからないと思うんで、今のこの議運なり議会で変えるべきところは変えて、できりゃあ条例改正なんかは3月議会に、執行するのは5月の選挙を受けて6月定例ぐらいから大体の説明をして、こういうふうに議員というのは活動してくださいよというふうな、見本になるようなマニュアルというか、そういうものも必要だろうし、特に自分でも工夫しよん

じゃけど、毎月定期でとっている新聞だとか機関誌なんか、何で毎月出さなきゃならんのかなあと。1年とか半年、今5万1円からでしたか、収入印紙か何か要るのがね。だから、5万円以内だったら2回ほどに分けて、半年分ずつもう新聞屋に言って領収書を書いてもらいよんですわ。そうすりゃあ、2行で済むわけじゃから、そういう実務的に、資料は資料として提出する義務はあるんだけど、一々それを今の一覧表に載せなきゃならないのかどうかということね。そういうことも簡略していただいたら、紙のページ数も済むし、税務署の経費の提出というのは袋に入れてまとめとんじやないですか。ああいう番号を打つのは必要なんじゃないけども、まとめて領収書というのはこういうものと、だけど報告書は簡単にできますよというふうなことはできるだけやっていた方がいいんじゃないかなあとと思いますよ。その他いろいろありますけれども、これは各会派やいろんなところでまとめて、必要なところだけはより早く改正したほうがいだろうと思っています。特に後輩のためにも、来年5月以降にやるんじゃないじゃなくて5月までにめどをつけとくほうが、次期議会活動の上ではやりやすくなるんじゃないかなあと。やりやすい、そのためにはどういう改正が必要なのかということはしっかりお互い考えたほうがいいと思います。

○掛谷委員 1年の計画も出していますね。政務活動費を使う費目ごとで、どこで調査をしますという調査旅費の計画とかを。あれは本当に必要なのかなあ、そりゃ物事には全て計画があつて、お金が出るというのはわかるんですが、ほとんど合致してないと、僕自身は合致してないんですよ。計画は計画なんで、そんなこと言うたら怒られるかわかりませんがね。それから、もう決めてそこへ視察に行くかというたら、先方に断られたら終わりなんで、計画は計画を出しやええものの、余り意味がないのではなかろうかと、僕は要らん事務処理だと思っています。問題は領収書本位でいくかということなんですよね。領収書をとれんもんはどうするんかということなんですよ。領収書を何か公開をするよりも報告書をちゃんと出せというのをこの間の研修会で先生が言よりましたね。だけど、領収書を公開するかせんかというのは、最終的にもうそこまで来ていますよ。高梁市は決まりましたよね。高梁市は領収書も公開するというのをもう早う言うてきよります。だから、そこまで行くんかどうか。もう一気に行ってしまえば、もう領収書本位、領収書を全部基本にして、領収書をとれんもんについては、どういうふうに支払いを証明してきちんと処理をしていくという、もう領収書を公開すればいいわけで、もう余り面倒くさいことはやめてもらえば、もう全てそれ見りゃわかるんですから。やめるというわけにはいかんとは思いますが、どういうところまで簡易にできるかというところ。領収書本位で物事を考えていけばいいんかと思うことと案分を決めてほしいと思う。それぞれ個人違うんじゃないと言われます。私も携帯電話、ガラケーは、これただですのよ上げていませんし、タブレットがある、これも市から支給ですから上げていませんし、確かに個人によってもう相当違うんですよ。だけど、そのところをもうちょっときちんと案分率というものももう2つぐらいにしてしまうとか、個人にお任せという話ではもうないんじゃないかなあと思ったりしますし、もう一件は新しくこの枠を広

げていく件ですね。政務活動費として国会へ陳情に行くとか、消耗備品のパソコンを例えば4年に1回ぐらいは3万円とか4万円とか、それぐらいはよそはやっているんで、広げていくってところをどうするんかという、いえば3つぐらいに集約できるんじゃないかと。簡素化、我々の議員に対してもそれから事務局も簡素化できる方法がないかどうか、案分はどうなのか、新しく改定をする、またやめていく方法、逆に追加していくものは何なのか、この3つじゃないのかなあと思っとなですけどね。

○尾川委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか、はい。

そうしましたら、こう言ったらあれですけど、事務局からこの素案というのも出てきとんで、もっと具体的に書いてもらって、それで各議員の意見を一遍聞いてみるというふうなことはどうかなあ。来年は選挙があるから、まとめる時期は今年度中にという意見が大勢ですので、一応きちっとしたルールに基づいて政務活動費を運用するというにはせにやいけんと思いますので、特に今問題があるわけじゃないんですけど、より精度を上げていくとか、あるいは活動をもっと広げるとかということにしていかにやいかなあという感じがある。今言う金額が金額ですから、議論がちょっと違うんですけど、とりあえず今年度中に何とかまとめていくと、それで見直しについては、具体的に各党派あるいは各議員の方から意見聞いて、取りまとめてするというふうにしていきたいと思いますので、事務局もっと具体的にね、この項目にはどういう課題があるかと、どういう問題を言わんとしとるかということを確認してもらったらどうかと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで。

次長、何かほかに意見はありますか。

○入江議会事務局次長 全部イエスで考えればいいですか。

○守井委員 とりあえずたたき台だからイエスならイエスでつくって、あとは問題があればここでまた話が出るわけじゃから、たたき台を出してください。

○入江議会事務局次長 全部イエスです、それじゃ。

○川崎委員 ノーなんか検討しようがない。

○掛谷委員 はい、イエスでいいです。

○尾川委員長 そういうことで、一度わかりやすい言葉で、ただ項目だけじゃわからんので。それじゃ、そういうことで。

次に議会基本条例について事務局から何かありますか。この間岡山県の議員研修で、15市中12市が条例ありじゃないんですけど、これも来年までに何かまとめていったらどうかなという御意見もあったりしたもんですから、ぜひ皆さん方にも御意見をいただいて、条例つくること

が目的じゃないんですけど、ぼちぼちかなあというふうに。内容的にはかなり備前市は、そういう面では議会改革の考え方というのは進んだとは理解しとんですけど、それについて御意見いかがですか。

○守井委員 特に基本条例いろいろ話出ていますけど、会派の中で十分にまだ協議できていないので、各会派に持って帰っていただいて、議会基本条例について。先日も全体の研修会でどういう状況にあるかというのをみんな把握したと思いますので、会派で相談してもらったらというふうに思います。

○掛谷委員 その中で、ちょっと要らんことですが、会派に持ち帰っての議論もあるし、全員でやるのか、特別委員会なりが必要になってくるわけですよ。もう15人です。だから、もう五、六人で決めることでもないし、もう全員でやるのか、そういうところも特別委員会というのがどうしても必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。そこらもちょっとつけ加えておく必要があるんじゃないかなと。会派に持ち帰って議論をする中にも、それをぜひ入れておかねばならないことじゃないかと思っております。

○川崎委員 議運で視察に行って、長野市は不祥事からつくききっかけになったということで立派なのをつくっとんですけど、余りそれは検証されてないというのを聞きますと、私は議員の活動というのは4年に1回の選挙で市民が判断すればいいことであって、何かきれいごとというか、細かいことをごたごた書くというのは余り意味がないんじゃないかなあ。個性あるそれぞれの立場で16人という人数がおるわけですから、執行部と市長と違ってそれぞれの階層やいろんな意見をどれだけ市民の代表として議会に反映できるかが鍵なんで、私はつくとしたら、自由裁量があるようなより簡潔で、余り一々何か服務規程みたいなやり方は好ましくないだろうと。実際つくったって検証というか、それを誰がどうやって評価するかというのは難しい話ですから、自己評価すりゃあええんかというて今のこの改定にも書いていますけど、私は本当にわかりやすく、市民が、ああ、そういう議員活動ならいいなと、そういうことで頑張っしてほしいなあと市民が喜んでいただけるような議会基本条例がいいなあという考え方は個人的に持っています。余り細かく規定する必要はないという立場で各会派で検討して、議運で決めていったらいいんじゃないかなあと思っています。

○尾川委員長 それじゃ、一応皆さんの御意見をまとめますと、会派で検討すると、全員でやるんか、それとも会派から代表でやるんかというふうなこととか、具体的な内容については今後の検討課題だと思うんですが、話を進めてよそのまねをするというんじゃないんですけど、一つの参考資料として、事務局で最近の議会基本条例を用意して、会派で検討してもらったり、それからどういうふうに取り組みをするか、16人が全部でやるのか、それとも会派代表でやるのか、その辺もあわせて検討してもらって、川崎委員の言われる自由裁量の部分があつてええというふうな考え方もある、ちょっとその辺はいろいろなところあるんですけど、その辺検討をしていただいて、準備してもらって、各会派で意見をまとめてもらうというふうに進めていきたいと思う

んで、よろしいでしょうか、そういうことで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、議会基本条例についてはそういうことで、事務局のほうからも何かアドバイスがあればお願いいたしたいと思います。

それでは、議会費の決算についてお願いします。

○入江議会事務局次長 28年度の決算の状況という資料を御用意させていただいております。それによって御説明をさせていただきますが、事実上の議会費の決算と違いますのは、職員の給料がここにはないということをあらかじめ御了承ください。年度ごとに過去3年間、このような形での御報告となっておりますので、踏襲して御報告をいたします。

当初予算の列は1,000円です。補正、流用額の列も1,000円単位です。最終予算もそのとおりでございまして、執行額から円単位になっていますので御了承いただきたいと思ます。若干見にくい部分がございますが御了承ください。

議員報酬、1日分の報酬差額の重複がありますので若干ふえておりますが、これはほぼ変わらない数字です。

議員期末手当については、去る28年3月の条例改正によって支給率の平準化が図られておりますので、108.8%という形になっております。

共済費につきましては、これは大きくは市議会議員共済会の負担金のところでございまして、執行済み額が2,854万7,200円ですが、対前年比64.5%になっているのは負担率の減によるものでございます。

報償費20万円は、この議運でも御報告をしたことがありますが、未開催となりまして大変申しわけなく思っておりますが、その金額のうち16万8,990円は百条委員会関係費へ流用しております。

旅費についてはごらんのとおりですが、これにつきましても執行済み額111万2,200円なんです。常任委員会の視察単価の減と人数の減、それから当議会運営委員会が平成28年度に視察を行っておりませんので、その分につきましては対前年比53.9%になっております。

交際費につきましては、友好交流都市関係あるいは香典数の増によって166.2%に上がっております。

需用費についてはごらんのとおりでございまして、燃料費が赤字になっていると思ますが、ここは百条委員会関係費へ流用しております。

役務費、通信費、その他についても執行済み額は23万624円で、前年比153.6%となっておりますが、これにつきましては流用を受けるようになっておりますが、通信費——郵送料です——の増とかそういうものを流用で行っております。

委託料、これについても流用増ですが、委員会録作成費に流用が多くございますが、百条関係の委員会録をここで流用の上、執行しております。

使用料及び賃借料につきましては、ソフトのレンタル料、これはサイドボックスですが、前年の9カ月分から12カ月分になった関係がありまして、対前年比106.1%というふうになっております。

備品購入費につきましては、当初予算でいただきました公用車が購入できましたので、補正では71万8,000円、入札残を減としておる関係でございますが、ここの備品購入費は対前年比、見たことのないような数字ですが、そういうことで上がっております。

負担金補助及び交付金は、先ほど見直しの御議論がありました政務活動費の支出が大きく左右されるところでございまして、政務活動費の執行率、満額お使いになった方、そうでない方によって変わってまいります、その執行率によって執行済み額が変わってきております。

全体では最終的な予算として1億4,245万9,000円、執行済み額1億3,855万8,070円、執行残額390万円程度で、執行率は93%ということでございます。表の下側で旧アルファビゼンの盗難事件に係る百条委員会の関係調査費につきましては、この計として51万9,762円で28年度は推移をしております。ちなみに27年度の決算の状況と同じ対比をしてみますと、27年の執行済み額は1億4,900万円でございますので、1,100万円ほど決算の額として減った予算になっております。大きくは共済費と過去の議員さんの議員年金の負担金の部分が減ったことが大きな点でございます。

以上、簡単に申し上げましたが、このたび送付されます一般会計決算書で、職員の人件費が除かれた部分についての御報告をさせていただきました。

○尾川委員長 決算についての御意見。

○掛谷委員 旅費が53.9%減になって、その中で人数減、単価減もわかる、議運が未執行というのは、平成28年は行ってなかったのかな、結局。その分の額が大幅に。

○入江議会事務局次長 行っておりません。1人当たり7万9,000円だったと思いますが。

○田口委員 直接関係ないんですけど、あの古い公用車って一体幾らで売れたんですか。よう聞かれるんじゃないけど。まだ売れてない。

○入江議会事務局次長 大変申しわけありません、まだこちらで把握しておりません。

○田口委員 把握しとって。

○入江議会事務局次長 はい。

○尾川委員長 ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、行事予定について。

○石村議事係長 それでは、本日現在の行事予定についてお知らせいたします。多くの議員さんに関係あるものだけ御紹介させていただきます。

9月6日から28日まで第4回定例会、先ほど日程を御決定いただきました。

それから、10月に入りまして5日、6日と総務産業委員さんが茨城県築西市、栃木県益子町

へ行政視察に行かれます。

それから、16日月曜日、東備消防組合議会の定例会が10時から議場で行われます。

23日の月曜日ですけど、11時から東備消防組合議会を除く一部事務組合議会が和気町の議場で行われます。

11月8日から9日にかけて厚生文教委員さんが埼玉県和光市、滋賀県草津市さんへ行政視察に行かれます。

今のところ以上でございます。

○尾川委員長 何か御質問等ありませんか。

○掛谷委員 会期中の市庁舎の特別委員会とアルファビゼン盗難関係の特別委員会の開催予定は一切ないのでしょうか。

○川崎委員 ここでというより幹事会やろ。

○守井委員 庁舎は必要となればやりますよ。

○尾川委員長 そりゃあ、特別委員会が決めるこっちゃが。

○掛谷委員 そうなんじゃけど、会期中なんで。

○田口委員 そりゃ、委員長と副委員長に相談して決めてもろうたらいい。

○尾川委員長 必要性がありゃあ、開いたらいい。

○掛谷委員 だから、今のところはないんでしょうけどね。

○尾川委員長 それは調整してもろうて。

○守井委員 今のところ要請はありません。

○掛谷委員 ないんじゃな。

○川崎委員 いや、百条は、これ終わったら幹事会を開くよ。

○田口委員 それは幹事会で決めてくれたらええ。

○掛谷委員 きょう決めるんじゃな。はい、わかりました。

○尾川委員長 ほかには御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

全体的に疑問の点がありましたら。

○川崎委員 もとへ戻りますけど、議会の代表の議長が、執行部が執行を怠つることに対してどういことができるかというのを私らもやりますけど、議長自身がやってくれなあかまあ。責任放棄もええところじゃ。

○田口委員 川崎委員は給食費の話されとるんじやろうと思うんじやけど、前市長もいっぱい繰り越して執行してないのごまんとあったろう。おかげで泥水が流れた。

〔「ああ、そう」と川崎委員発言する〕

いっぱいあるんじや。給食費はみんな関心あってよう目立っとるけど、水道にしても下水にしてもぎょうさん先送りしとろう、道路整備にしても。毎年のようにどんどんどんどん……。

〔「いやいや、予算は執行してないことはないんじゃないだろう」と川崎委員発言する〕

ああ、してないよ。

〔「いや、工事がおくれとるだけじゃろう、違うん」と川崎委員発言する〕

執行してない。

〔「ああ、そう」と川崎委員発言する〕

前は判を押しよらん。そうなんよ、そういうこともあるから、言ようることはわかるけど。

〔「いやいや、決算委員会で議論になった。それ」と川崎委員発言する〕

○尾川委員長 いや、委員会で議論すりゃええですが。

〔「ああ、決算委員会でな」と川崎委員発言する〕

いやいや、決算もそうだけど、産業のほうで。

〔「やってないんならね」と守井委員発言する〕

ほかには事務局のほうから何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、いろいろ宿題が出ましたけど、よろしゅうお願いします。

それでは、これで議会運営委員会を終わります。

午前10時57分 閉会